

## 令和健康科学大学教授会の構成員に関する申し合わせ

令和健康科学大学教授会規程第 2 条の規定により、各学部の教授会の構成員を下表のとおりとする。

学部	構成員	備考
看護学部	教授、准教授	
リハビリテーション学部	教授	准教授はオブザーバー参加

### 附則

本申し合わせは、令和 4 年 9 月 16 日から適用する。